

# 衛生委員会 について

# 1. 衛生委員会とは？目的は？

衛生委員会とは、労働安全衛生法第18条に基づき、**常時従業員50名以上の事業場において設置が義務付けられている**ものです。

設置目的は、働く皆さんの意見を反映しながら危険や健康被害を防止・対策するためとなっています。

## 当社での設置目的

- \* **労働災害防止**の取り組みを行うため
- \* **健康維持・促進**の取り組みを行うため
- \* 従業員同士の情報交換、コミュニケーションをとるため



## 2. 委員会の設置基準と決まり

### ～設置基準～

先程の通り、業種を問わず常時50人以上の従業員が在籍している場合に衛生委員会の設置をすることが義務付けられています

### ～開催の決まり～

- \* 開催頻度は毎月1回以上とされています
- 当社では毎月第4木曜日と定めています
- \* 委員会後、従業員全員に会議の内容を周知すること
- 当社では周知のために、ホームページに議事録と資料を掲載することとしています

# 3. 衛生委員会の流れ

## ①各事業所からの定例報告

それぞれの事業所ごとでの事故や怪我の報告、ヒヤリハットなどの報告をします。朝会等で報告があった内容も教えてください。共有することで重大な事故の発生を防ぎましょう。



## ②月毎のテーマについての話し合い

「熱中症」「健康診断について」など月ごとにテーマを決め、テーマについて資料を基に話し合います。取り組みたい内容や気になる話題がありましたら教えてください！



## ③次回の日程確認等



皆さんどんどん  
発言をして、有意義な  
時間にしましょう♪

# 4. 衛生委員会のテーマ一覧

## 定期健康診断

- ・ 健診受診率や二次検査受診率の報告
- ➡ 受診率UPのための施策を検討
- ・ 事業場の有所見者の傾向（例）脂質の再検査が多い
- ➡ 社内の健康イベントの検討

## 季節特有の健康問題

- ・ 食中毒、熱中症、花粉症、インフルエンザ  
コロナウイルス等の感染症について➡社内ルールの確認 等

## メンタルヘルス

- ・ 休職、復職についての確認
- ・ 相談支援体制の確認 等

## 職場環境

- ・ 温湿度管理➡温湿度計の設置、確認方法の検討
- ・ 禁煙、分煙対策➡事業場の方針の確認
- ・ VDT作業関連➡作業時間、休息时间設定の検討 等



## 5. 皆さんにしていただくこと

### ①事業所での出来事の報告

- ・朝会やミーティングであったお話、事故・怪我の報告、避難訓練などの安全衛生活動の報告など

### ②会議の内容の周知

- ・仕事や日常生活にいかせることなどは、同じ事業所のメンバーに伝えていきましょう

### ③委員会内での発言

- ・感じたことや思ったことは発言して、皆で有意義な委員会にしましょう！

# 6. その他

## ①出席の場合は1回1,000円の手当を支給します

- ・ 手当として当月分の給料で支給されます
- ・ 委員会開催予定時間の6割以上参加した方を出席とします  
例) 開催予定時間30分の場合・・・18分以上の参加で出席

## ②欠席・遅刻の場合、事前連絡をお願いします

- ・ 委員会の日が近くなりましたら、担当者より出欠確認の連絡を行います。当日遅れそうな場合や変更がある時は連絡下さい
- ・ コロナウイルスの感染拡大状況により中止の場合や、参加人数が少ない為中止になる場合はこちらから事前に連絡します

## ③行き帰りの運転は十分に気をつけましょう

- ・ 残業などで間に合うかどうかの判断は慎重にお願いします。ギリギリの場合は無理せず欠席の連絡をお願いします。
- ・ 安全第一です。無理な運転などは絶対にやめましょう



# \* 議事録の確認方法 \*



- 当社ホームページにアクセス  
(いーじょぶ青森 と検索 または  
左にあるQRコードを読み込み)
- 右上のメニューから  
「とうざい従業員のみなさま」をクリック！
- 下記のパスワードを入力

パスワード：

毎月、委員会が終わった後、ホームページに掲載されます。ご確認をお願いいたします！